

令和5年度山県市認知症特化型一般介護予防事業実施事業業務委託仕様書

山県市認知症特化型一般介護予防事業の内容については、次のとおりとする。

1. 業務名

介予委－3 山県市認知症特化型一般介護予防事業業務委託

2. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 目的

介護保険法第115条の45第2項第1号に基づき、介護予防に関する知識を普及、啓発することにより、高齢者が要介護状態となることをできる限り予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

4. 事業対象者

- (1) 山県市に住所を有する者
- (2) 年齢が満65歳以上の者
- (3) 介護予防の意欲がある者

5. 事業内容

- (1) 認知症予防に関して、エビデンスに基づいた事業計画で事業を実施すること。
- (2) 認知機能に関する評価を実施し、事業終了時には評価を含めた実施報告書を提出すること
- (3) 事業実施は、年間20回（第1・3木曜日13:30～15:30）とする。

6. 委託料

900千円（消費税込）を上限とする。

上記委託料には、人件費、役務費（通信運搬費等）、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料（5万円以下の軽微な修繕とする）、光熱水費等）、使用料及び賃借料、その他事業の管理運営に必要なすべての費用を含む。食費、外出に伴う費用は、利用者より徴収することとし、委託料に含まない。

ただし、令和5年度予算確定を条件とする。

8. 利用者負担金の徴収

- (1) 事業の利用にかかる料金は無料とする。
- (2) 受託者は、食事及び外出、作業、傷害保険等に係る経費については利用者から徴収することができるものとする。

9. 基準

(1) 人員に関する基準

認知症予防に関し熟知した者が企画運営を担当する。事業実施の際の従事者は1名以上設置し、必要に応じて補助員を配置するものとする。

(2) 設備に関する基準

- ・山口市保健福祉ふれあいセンターで実施する。
- ・備品は事業ごとで用意すること。

(3) 運営に関する基準

① 山口市との連携

- ・一般介護予防事業を提供するに当たっては、山口市との密接な連携に努めること。

② サービス提供の記録

- ・一般介護予防事業の実施日及び提供した具体的な内容を書面に記録すること。
- ・参加者の把握に努め、名簿等に記録すること。

③ 緊急時等の対応

- ・利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに家族や主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

④ 非常災害対応

- ・非常災害等については消防法令等関係法令を遵守すること。

⑤ 衛生管理等

- ・施設その他の設備等について、衛生的な管理に努めるよう必要な措置を講じること。
- ・感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

⑥ 苦情処理

- ・苦情を受けた場合には内容を記録し、山口市から提示を求められた場合には報告すること。

⑧ 安全・衛生管理

- ・万が一、事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を行い、事故発生時の状況や対応及び改善策等を記載した報告書（様式は任意とする。）を委託者へ提出するものとする。
- ・一般介護予防事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- ・緊急時の速やかな対応や連絡体制の確保に努めること。
- ・新型コロナウイルス等の感染症の予防対策を講ずること。

⑨ 記録の整備

- ・利用者に対して提供した記録を整備すること。
- ・記録については完結した日から5年間保存すること。

10. 秘密の保持・個人情報の取扱い

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者及びその家族のプライバシーの保護が図られるよう万全の措置を講ずることとする。利用者の個人情報については事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、関係法令及び山口市個人情報取扱特記事項を遵守し、厳重に取り扱うとともに、紛失遺漏がないように十分配慮すること。

11. 実績報告

受託者は、事業完了後速やかに事業報告書を市に提出するものとする。

12. その他

- (1) 実施についての詳細な内容については、あらかじめ委託者と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けて実施すること。

- (2) 受託者は、委託者の要求があったときは、業務時及び業務完了時の立会検査に応じること。
- (3) 市の担当者との打ち合わせや連絡に柔軟に対応すること。
- (4) 受託者は、委託者の指定する方法により委託料を請求するものとする。ただし、委託者が必要であると認めるときは、受託者の請求により委託に係る経費を前払することができる。
- (5) 受託者は、一般介護予防事業実施計画書を委託者に提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- (6) 受託者は業務を実施し、委託者に委託料を請求しようとするときは、委託料支払請求書に明細書を添えて請求するものとする。
- (7) 委託者は、前項による委託料支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。ただし、委託料を前払したときはこの限りでない。
- (8) 委託料の支払方法は、口座振替により行うものとする。
- (9) 受託者は委託者に対して、契約期間終了後速やかに会計報告を行い、委託料を精算し、精算残金が生じた時は、これを委託者に戻入しなければならない。
- (10) 受託者は、業務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該業務が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (11) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項に関しては、その都度、市及び受託者両者が協議して定める。